

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年1月23日第30回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人
森山昭市・中崎和行・上妻廣美・中島真実
永浜三津子・鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・平山信一郎・宮園隆行・池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

梶原誠・中島秀人

欠席推進委員

遠藤智史・増野幸孝・松原浩則

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 令和7年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第7 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第30回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、8番梶原委員、10番中島委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、2番遠藤推進委員、3番増野推進委員、4番松原推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は, 農業委員会会議規則第10条の規定によって, 11番中島委員, 12番永浜委員を指名します。

日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は, 本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め, 会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい, 事務局です。資料の1ページをお願いします。議案第1号, 農地法第3条申請について説明します。所有権移転2件, 筆数13筆, 面積20,634㎡, 地目畑19,403㎡, 地目田1,231㎡になります。委員の皆様のご審議を宜しくお願い致します。

(議長) ここで, 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, ○○番○○委員の退室をお願いします。順位1について, 担当調査委員の6番森山委員から説明をお願いします。

(6番委員) はい。6番森山です。議案第1号順位1について説明致します。去る1月8日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○, 地目田, 面積○○○㎡です。譲渡人, 住所中種子町○○○○○○番地○, ○○○○さん。譲受人, 住所中種子町○○○○○○番地, ○○○○さんです。申請理由は, 申請地は譲受人所有の水田地番○○○, ○○○, ○○○に囲まれており, 今回, 申請地と譲受人所有の土地, 地目山林○○○○○○と交換するとのことです。場所につきましては, 資料の4ページ左側をお願いします。○○○○○○○線を○○○方面に向かいますと, ○○へ通ずる○○の○○○がありますが, そこから約300m離れたところに位置する水田となります。調査の結果, 労働力, 農業機械は確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど, 宜しくお願い致します。

(議長) ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号, 順位1については, 許可することにご異議はありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転, 順位1については, 許可することに決定しました。

○○委員の入室をお願いします。

次に順位2について, 担当調査委員の5番田中委員からの説明をお願いします。

(5番委員) はい。5番田中です。議案第1号順位2について説明を致します。去る1月11日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施を致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○-○, 地目畑, 面積○,○○○㎡, 字○○, ○○○, ○○○, ○○○, ○○, 地番○○○-○, ○○○-○, ○○○-○, ○○○, ○○○-○, ○○○-○, 地目畑, 6筆合計面積○○,○○○㎡, 字○

○, 地番○○○, 地目畑, 面積○,○○○㎡, 同字, 地番○○○-○, 地目田, 面積○○○㎡, 字○○○, ○○○○, 地番○○○-○,○○○-○,○○○-○, 地目畑, 3筆合計面積○,○○○㎡です。譲渡人, 住所 中種子町○○○○○番地, ○○○○さんです。譲受人, 住所 中種子町○○○○○番地○,○○○さんです。申請理由は, 譲渡人が○へ贈与(経営移譲), 譲受人が○より受贈(農業開始)です。場所については, 資料の4ページ右側と5ページをお願いします。4ページについては, ○○○○号線, ○○○○○○より東へ200m上がると○○○, ○○○-○があります。その道路を100m上がりますと○さんの自宅があります。自宅の西側に○○○-○, ○○○-○があります。5ページについては, 国道より東へ上がりますと○○○○○があります。○○○○○の周りに8筆ありますのでお目通してください。

調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほど, 宜しくお願い致します。以上です。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(議長) 質疑なしと認めまます。これから, 採決します。議案第1号, 順位2については, 許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めまます。したがって, 議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転, 順位2については, 許可することに決定しました。

次に, 日程第4, 議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の7ページをお願い致します。議案第2号「農地法第5条申請について」説明致します。譲受人, ○○○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さん, 住所 ○○○○○市○○○○○番地の○○○○○階, 譲渡人, ○○○○さん, 住所 中種子町○○○○○番地, 同じく譲渡人, ○○○○さん, 住所 中種子町○○○○○番地○, 申請農地, 大字○○, 字○○○, 地番○○○○○番○, 地目畑, 地積○,○○○㎡, 同字, 地番○○○○○番○, 地目畑, 地積○,○○○㎡, 同字, 地番○○○○○番○, 地目畑, 地積○,○○○㎡, 3筆合計で○,○○○㎡となっております。転用目的は, その他(○○○○・○○○他)です。申請理由は, ○○○○, ○○○○, ○○○○○を建築(設置)し, 地域住民や観光客のニーズに応え, 地域の発展に寄与すると同時に事業者の収益性を確保するためです。土地利用規制等につきましては, 都市計画区域内, 農振農用地外, 第2種農地, 市街地近接農地と考えまます。3,000㎡以上の転用ですので開発許可の申請が必要であり現在申請中ではありますが, ○月の初旬には許可予定となっているようです。金融機関の残高証明書も提出されており実現性ありと思われまます。この案件は, 先月の定例会で説明をしましたが, 11月の定例会にて審議し許可されたものです。その後申請人は土地造成のみを行い, 建築は別の事業者が行うという事がわかった為に申請の取り下げを行っております。農地法では土地造成のみは許可することができないということです。新たに事業内容を見直し,

再度申請を行い審議していただくというものです。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番、永浜委員お願いします。

(12番委員)はい、12番永浜です。先ほど説明がありましたように、前回決定されていない案件で、確実に2、3ヶ月の間に申請人が建てるという書類が出されたということですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。やり直しをしていただきましたので、その申請書には〇〇〇〇〇〇〇〇を設置し、〇〇〇・〇〇〇〇〇の計画、図面等添付されておりますので、計画の実現性は有りと考えます。

(議長)12番、よろしいでしょうか。

(12番委員)はい。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号、順位1については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「令和7年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の8ページをお願い致します。議案第3号「令和7年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について」説明致します。筆数331筆、面積434,658.75㎡となっております。詳細につきましては、9ページから36ページに添付してあります。各地区の非農地判断を行った農地の所在については、会議室の壁に設置してありますので大型地図をご覧ください。これは、令和7年6月から8月末にかけて行った利用状況調査で、荒廃農地B判定とした農地となっております。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)只今より、地図による確認の時間を設けたいと思いますので、しばらく休会致します。(10時19分)

(各委員により確認)

(議長)(10時35分)それでは、休会前に引き続き会議を再開します。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和7年度荒廃農地調査に伴う

農地・非農地判断について」は、許可することに決定しました。次に日程第6，承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の37ページをお願いします。承認第1号，農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和8年1月30日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては、件数8件，筆数29筆，変更面積86,228㎡の，農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数7年，10年の合意解約になります。詳細につきましては、資料の42ページから57ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第7，承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の58ページをお願いします。承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画について」説明致します。令和8年1月30日を公告日とする利用権設定，貸借権23件，筆数50筆，面積156,549㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、資料の69ページから115ページに添付してあります。なお、今回の貸借権の23件につきましては、中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年5年6年10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) これから、順位1から順位22について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1から順位22については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」順位1から順位22は、承認することに決定しました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇番〇〇委員の退室をお願いします。次に、順位23について、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位23については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について」順位23は、承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いします。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第30回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。